## 委員会報告

# 口腔衛生関連用語に関する提言

日本口腔衛生学会用語委員会

小関 健由1) 加藤 一夫2) 佐藤 勉3) 千葉 逸朗4)

日本口腔衛生学会口腔ケア委員会

川口 陽子 $^{5}$  大内 章嗣 $^{6}$  武井 典子 $^{7}$  白田千代子 $^{8}$ 

日野出大輔9) 弘中 祥司10)

口腔衛生会誌 64:425-426,2014

## 第5回 高齢者関連用語について

第4回に引き続き、第5回の口腔衛生関連用語に関する提言では、日本口腔衛生学会口腔ケア委員会とともに、代表的な高齢者関連用語について解説を加える。今回は保険用語がそのまま学術的に活用されているケースが多く、制度の改変とともに内容が変わる可能性があり、学術用語としての確立の必要性を感じる。

口腔ケア(歯科医学教授要項・歯科医師国家試験出題 基準・歯科衛生士国家試験出題基準・日本歯科医学会学 術用語・老年歯科医学用語辞典)

#### 口腔のケア(歯科医師国家試験出題基準)

口腔ケアは、口腔清掃(器質的ケア)やリハビリテーション(機能的ケア)を含む口腔に関わるケア全般であるが、明白な定義がなされていない。歯科医療関係者の行う口腔に関わるケアを専門的口腔ケアと呼ぶ場合があるが、技量の難易度に注目して、本人や家族の行うケアに対していうのか、医療従事者の行うケアに対して歯科医療従事者が行うケアをいうのかは不明瞭である。平成23年版歯科衛生士国家試験出題基準では、口腔ケアの

用語のみを掲載しているが、平成26年版歯科医師国家試験出題基準では、口腔のケアと口腔ケアの両方が用語として採用されている。必修の基本事項では、口腔のケアが口腔清掃とは区別されていることから、本人の行うセルフケアとしてではなく、医療従事者が本人またはその家族に行うケアとして捉えられている。一方、歯科医学各論では、がん治療患者の管理の中で、口腔衛生管理と口腔ケアという用語が使われている。平成24年度からがん対策基本法により推進が加速された周術期口腔機能管理(保険用語)では、ケアではなく機能管理の用語を使用しているが、これに近い使い方である。なお、口腔ケアの用語は商標として登録されているので、老年歯科医学会等では「口腔のケア」の用語を選択する動きが加速している。

介護・介助(歯科医師国家試験出題基準・日本歯科医学会学術用語・老年歯科医学用語辞典・衛生・公衆衛生学用語集)

援助・援護(日本歯科医学会学術用語・老年歯科医学 用語辞典・衛生・公衆衛生学用語集)

介護等の用語は、介護保険法の施行前までは一般用語

<sup>1)</sup> 東北大学大学院歯学研究科予防歯科学分野

<sup>2)</sup> 愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

<sup>3)</sup> 日本歯科大学東京短期大学

<sup>4)</sup> 北海道医療大学歯学部保健衛生学分野

<sup>5)</sup> 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科健康推進歯学分野

<sup>6)</sup> 新潟大学大学院医歯学総合研究科福祉学分野

<sup>7)</sup> 公益財団法人ライオン歯科衛生研究所研究部

<sup>8)</sup> 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科

<sup>9</sup> 徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究口腔保健衛生学分野

<sup>10)</sup> 昭和大学歯学部スペシャルニーズ口腔医学講座

口腔ケア®(商標登録番号 4568672) は日本口腔ケア協会譲渡制限株式会社が権利者として登録し、平成 24 年に登録が更新されている.

であったが、施行後は認定の基準に基づく介護保険用語 として「要介護」が使用されている。介護保険では要介 護認定の判定基準として「間接生活介助」の項目があ り、食事・排泄・入浴などの動作の介添えである「直 接生活介助」に加えて、「BPSD 関連行為」、「機能訓練 関連行為」「医療関連行為」などの専門的な対応とその 補助が介護に含まれている (老年歯科医学用語辞典1)の 「要介護高齢者」の解説を引用・改変). 介護が高齢者 や障害者の日常生活を世話する行為を指すのに対し、介 助は起居・動作などでその自立を助ける行為に使われる ケースが多いように思われる. 援助や援護は、このよう な介助. 介護の上に精神的な支援も含む包括的な概念で ある. 介護給付費実態調査では、身体介護を「利用者の 身体に直接接触して行う介護等と、日常生活に必要な機 能の向上等のための介助及び専門的な援助」、生活援助 を「日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗 濯・掃除等」と定義している.

在宅・居宅・訪問(歯科医師国家試験出題基準・日本 歯科医学会学術用語・老年歯科医学用語辞典・衛生・公 衆衛生学用語集)

語義からいえば、在宅は外出せずに自分の家にいることで、居宅はその住まいを指す。在宅医療・在宅ケアにおける在宅は、医療機関に対する医療機関以外(個人の住宅、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設等)を指す保険用語で、医療関連行為の行われる"場"を意識した用語といえる。居宅サービス事業等で使用する居宅は介護保険法での用語である。一方、介護サービス施設・事業所調査では、訪問介護は「居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話」、訪問看護は「居宅で看護師等から受ける療養上の世話」、訪問看護は「居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助」と定義され、訪問という用語は、居宅で行われる"有資格者の行為"とともに使用されている。

#### 文 献

1) 有限責任中間法人日本老年歯科医学会編:老年歯科医学用語辞典,医歯薬出版社,東京,2008,268頁.